

第 37 回接続委員会 議事概要

日時 平成 28 年 7 月 21 日 (木) 10:00~11:30
場所 総務省 11 階 第 3 特別会議室
参加者 接続委員会 相田主査、酒井主査代理、池田委員、佐藤委員、関口委員、
高橋委員、山下委員
事務局 巻口電気通信事業部長、藤野料金サービス課長、
(総務省) 内藤料金サービス課企画官、柳迫料金サービス課課長補佐

【議事要旨】

- | |
|---|
| <p>① <u>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 28 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）</u></p> <ul style="list-style-type: none">○ 総務省から資料説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。○ その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。 <p>② <u>東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 28 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）</u></p> <ul style="list-style-type: none">○ 総務省から資料説明が行われた後、報告書（案）について、調査・検討が行われた。○ その結果、報告書（案）のとおり、電気通信事業部会に報告することとなった。 |
|---|

【主な発言等】

- ① 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 28 年度以降の加入光ファイバに係る接続料の改定）
- ② 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（平成 28 年度の次世代ネットワークに係る接続料の改定）
- 佐藤委員
加入光ファイバについては、減価償却費の算定方法の変更によって接続料が下がったということだが、今後、減価償却費が上昇することが懸念される。減価償却費の今後の傾向について、教えてほしい。
耐用年数については、数年ごとに定期的に見直すことが適当である。見直しに当たっては、これまでと同様の手法で新しいデータを用いて判断すべきである。
また、報酬率の上昇による接続料の回収もれを調整額で補填するとのことだが、株価の逆ぶれ等の要因で、接続料を取り過ぎた場合には返還するのかという問題がある。
 - 相田主査
2 点目については佐藤委員のご意見のとおりである。1 点目及び 3 点目について、事務局から何かあるか。

○ 事務局

1点目については、平成31年度以降の減価償却費の動向は重要な問題であると認識している。資料1の11ページにあるとおり、後年度費用の軽減施策を行い平成31年度以降の費用を軽減させることによって、減価償却費の上昇を吸収することを期待している。

3点目については、報酬率が低下する等の要因により、接続事業者から接続料を取り過ぎた場合には、乖離額調整によって接続料を低廉化させることになる。

○ 佐藤委員

加えて、効率的な設備投資を進めていく必要があり、この点、未利用芯線の割合が非常に高いという現状がある。NTT東日本・西日本としては将来利用する見込みがあるということだが、この点について、NTT東日本・西日本は営業努力を行うべきであり、総務省としてはこれを注視していかなければならない。

○ 事務局

先程の耐用年数の見直しについては、考え方8のとおり、しっかり取り組んでまいりたい。

また、未利用芯線の実態についてもしっかり注視してまいりたい。

○ 高橋委員

加入光ファイバの性質から考えると定額法は適しているが、国際会計基準に変更するために定額法に移行するという、企業における会計施策が接続料に影響を与えるということは適当なのか。

○ 関口委員

NTT社長の会見によると、グループ各社がそれぞれの基準で会計資料を作っており、コストがかかっていたため、グループ全体として定額法に統一することであり、会計基準の変更は事業目的の変更であると認識している。

○ 佐藤委員

会計基準の変更と定額法への移行という事項は、影響を受ける範囲が非常に広く、変更及び移行をすることが適当な部分と不適当な部分が混在しやすいため、整理して議論しなければならない。企業の判断によって接続料に対して大きな影響がある場合には議論の必要がある。

○ 関口委員

意見9については、電話網移行円滑化委員会においても議論の対象となっているのでよろしくお願いたい。また、BtoBtoCのサービスにおいて、接続事業者がサービス提供事業者に対して萎縮してしまうのは議論に差し障りがあるため、意見9の委員限りの部分についても是非開示していただきたい。

○ 事務局

意見9の委員限りの部分については、意見提出者からの要望があったため、委

員限りとしている。また、この事項については、既に事業者間で協議が進められていると承知している。

○ 池田委員

加入光ファイバについては、平成 31 年度までに接続料が大幅に低廉化するとうことだが、その経過について注視していく必要がある。

NGNについては、NTT東日本・西日本の利用部門と接続事業者の間で未アンバンドル機能について情報の格差があると考えており、今回の取組はそれを是正するものであるため、評価できる。

○ 事務局

平成 31 年度に加入光ファイバ接続料がきちんと低廉化するかどうか、三つの取組（企業努力による更なる効率化・費用削減、償却方法の定額法への移行、「コスト把握の精緻化」）の効果を含め、予測と実績の差について注視してまいりたい。

NGNについても、技術的な仕様だけでなく、NTT東日本・西日本の利用部門が利用しているサービスと機能を、接続事業者が結びつけて把握できるような情報を提供できるようにしてまいりたい。

○ 相田主査

多くのご意見をいただいたが、報告書案の内容を変更すべき意見はなかったと考える。それでは、7月27日（水）の電気通信事業部会において、本報告書のとおり報告することとする。

以上